１－２－２．規約変更書例（新旧条文対照表を用いる場合）

規約変更書

|  |  |
| --- | --- |
|  | 〇〇健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。 |
|  | （傍線部分は改正部分） |
|  | 改正後 | 改正前 |
| ① | （設立事業所の名称及び所在地）第４条　この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。名称　　　　　　　　所在地（略）株式会社○○○○　　△△市□□□□株式会社　　◇◇市 | （設立事業所の名称及び所在地）第４条　この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。名称　　　　　　　　所在地（略）株式会社○○○○　　△△市 |
| ② | （議員の定数）第５条　この組合の組合会の議員の定数は、●●人とする。 | （議員の定数）第５条　この組合の組合会の議員の定数は、○○人とする。 |
| ③ | （議員の任期）第７条　（略）２　前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。３～４　（略） | （議員の任期）第７条　（略）２　前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。３～４　（略） |
| ④ | （互選議員の選挙区及び議員数）第９条　（略）２　前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選挙区 | 選挙区の範囲 | 議員数 |
| ○区 | （略）株式会社△△△△□□□□株式会社 | ◇人 |

 | （互選議員の選挙区及び議員数）第９条　（略）２　前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選挙区 | 選挙区の範囲 | 議員数 |
| ○区 | （略）株式会社△△△△ | ◇人 |

 |
| ⑤ | （標準報酬）第４４条　（略）２　法第４７条第１項第１号に掲げる額が同項第２号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第４７条第２項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。 | （標準報酬）第４４条　（略）（新設） |
| ⑥ | （介護保険料額の負担割合）第４５条の２　介護保険料額の○○分の○○は事業主、○○分の○○は被保険者において負担する。 | （新設） |
| ⑦ | （予備費の費途）第４８条　一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。（１）　（略）（２）○○（３）・（４）　（略）（５）●●（６）～（８）　（略） | （予備費の費途）第４８条　一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。（１）　（略）（２）△△（３）・（４）　（略）（５）▲▲（６）～（８）　（略） |
| ⑧ | 第６１条　削除 | （出産育児一時金付加金）第６１条　被保険者（被保険者であった者を含む。）が法第１０１条又は法第１０６条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として、同条に規定する出産育児一時金の額の１００分の○○に相当する額を支給する。 |
| ⑨ | （削る） | （出産費貸付）第７０条の３　この組合においては、法第１５０条の規定により、被保険者及びその被扶養者の出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。２　前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。 |
|  | 附則 |
| 例 | この規約は、令和　年　月　日から施行する。（①、⑥、⑦、⑨） |
|  | この規約は、認可の日から施行し、令和●年●月●日から適用する。（①（新規適用事業所））（注：「令和●年●月●日」に遡及年月日を記入） |
|  | この規約は、認可の日から施行する。（①（任意適用事業所）） |
|  | この規約は、次期総選挙から施行する。（②、③） |
|  | この規約は、令和　年　月　日から施行する。ただし、第９条の選挙区の改正規定にかかわらず現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。（④） |
|  | この規約は、令和　年　月　日から施行する。ただし、施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額の算定方法については、なお従前の例による。（⑤） |
|  | この規約は、令和　年　月　日から施行する。ただし、施行日前の出産に係る出産育児一時金付加金の支給については、なお従前の例による。（⑧） |

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

〔留意事項〕

１　冒頭に「規約の一部を次の表のように改正する」旨を記載し、新旧条文対照表を載せる。新旧条文対照表の右上の枠外に「（傍線部分は改正部分）」と記載する。

２　規定の一部を改める場合は、改正前欄に掲げる規定の一部に傍線を付し、これに対応する改正後欄に掲げる規定の一部に傍線を付す。

規定の一部を追加する場合は、改正後欄に掲げる規定の追加する部分に傍線を付す。

規定の一部を削除する場合は、改正前欄に掲げる規定の削除する部分に傍線を付す。

３　条を新設する場合は、改正前欄に新設である旨の注記（「（新設）」）を記載し、改正後欄の当該条の見出し、当該条の標記部分（「第○条」の部分）及び当該条の規定の全て（スペース部分を除く。）に傍線を引く。

４　条を「削る」とする場合は、後の条文を順次繰り上げる必要が生じるが、条文が繰り上がることで、規約の条文を引用している規程などを見直す必要があるため、「第○条　削除」として、廃止する条をそのままとする。

改正後欄の「第○条　削除」に傍線を付す。

改正前欄の当該条の見出し、当該条の標記部分（「第○条」の部分）及び当該条の規定の全て（スペース部分を除く。）に傍線を引く。

５　条を「削る」とする場合は、改正後欄に削除した旨の注記（「（削る）」）を記載し、改正前欄の当該条の見出し、当該条の標記部分（「第○条」の部分）及び当該条の規定の全て（スペース部分を除く。）に傍線を引く。

「（削る）」についての傍線は不要。

６　条において、号の一部を改正する場合など、改正部分以外の号については、「（略）」を用いて省略が可能。

ただし、省略を用いる場合は、改正後欄及び改正前欄の双方で用いること。また、連続して省略する場合は、２つ連続する場合は「○・▲（略）」、３つ以上連続する場合は「○～■（略）」と使い分けること。

７　附則を規定する場合は、新旧条文対照表の枠外に記載すること。